



仕 様 書

件 名 : 防水塗料等の購入

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

TRP 廃止措置技術開発部 施設運転課

1. 件名

防水塗料等の購入

2. 概要

除染場屋上の防水塗装の劣化により、除染場内へ雨水浸入の可能性があるため、
除染場屋上の防水塗装に使用する防水塗料等を購入する。

3. 契約範囲内

(1) 防水塗料等

品名	規格等		相当品	数量	単位
	メーカー名	型番	可・不可		
フローン 01X 平場用 18kg	東日本塗料	—	可	43	個
フローン 01X 立上り用 10kg	東日本塗料	—	可	18	個
フローン 01X プライマー用 4kg	東日本塗料	—	可	35	個
フローン 01X トップN 3kg	東日本塗料	—	可	85	個
変成コーキング NB クイック ライトグ レー 333ml	コニシ	—	可	150	本
ボンパラゴン 6 イン チ 50 本/箱	ピーアイエー	903-E-305-56	可	1	箱

4. 契約範囲外

3. 項の契約範囲内に記載なきもの

5. 一般仕様

5.1 納期

令和7年3月21日

5.2 納入場所及び方法

茨城県那珂郡東海村村松4番地33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

TRP 廃止措置技術開発部 第2検査技術開発室

持込み渡し

5.3 保証

- (1) 受注者は、本仕様に基づいて納入したものが本仕様の諸条件を満たすものであることを保証すること。
- (2) 保証期間中に本仕様書の諸条件を満たしなくなった場合には、受注者はその条件を満たすため、機構と協議の上、必要な改善等を直ちに行うものとする。
- (3) 保証期間は検収後 1 年とする。ただし、是正後の保証については別途協議の上決定する。

5.4 検収場所及び検収条件

- (1) 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
日本原子力研究開発機構旧本部事務所(北側フロア1階)
- (2) 5.2項に示す納入場所へ納入後、員数が仕様どおりであり、外観に異常がなく、提出図書が完納されたことをもって検収とする。

5.5 提出図書類

5.5.1 確認の必要な事項

受注者は、次に示す事項について事前に機構の確認を得るものとする。

- (1) 本仕様書中の確認を必要と指定した事項
- (2) 本仕様書中に明記されていないが重要と思われる事項
- (3) 本仕様書より逸脱する事項

5.5.2 提出図書

下記に提出図書一覧を示す。

項目	様式	提出部数	提出期限	図書扱い	備考
打合せ議事録	受注者	2部	打合せ後速やかに	確認図書	打合せを行った場合、その都度提出
下請業者の届出について	機構	1部	納入前	確認図書	使用する場合
不適合報告書	受注者	必要数	不適合処理後	承認図書	不適合があった場合提出
技術情報についての報告書	受注者	1部	納期	—	5.8.2(3)の内容に該当する場合提出

5.5.3 提出図書に関する注意事項

- (1) 提出図書一覧において「確認図書」に該当するものは機構の確認を要するものである。この場合、「提出部数」には「返却用」を含む。
- (2) 様式、内容、その他不明確な点はその都度、機構の指示に従うものとする。

5.6 適用法令、規格、技術基準等

本仕様書に適用される法令、規格、技術基準は以下のとおりとし、最新版を適用すること。

- (1) グリーン購入法

5.7 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合には、機構と協議の上、その決定に従うものとする。決定事項は議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理すること。また、提出図書に反映できる決定事項は提出図書に反映すること。

5.8 受注者の責任と義務

5.8.1 受注者の責任

- (1) 受注者は、本契約において機構が要求するすべての事項の責任を負い、本仕様書の要求に合致したものを納期までに機構に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は本仕様書を検討し、誤り欠陥等を発見したならば直ちに機構に申し出、且つそれらを適切に修正する責任を有するものとする。
- (3) 機構が本購入について受注者に要求又は提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任はすべて受注者が負うものとする。
- (4) 受注者が下請業者を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。
受注者が使用する下請業者が負うべき責任といえども、その責任は全て受注者が行うものとする。
- (5) 受注者が機構に確認を申請した事項について、機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

5.8.2 受注者の義務

- (1) 受注者は、機構及び原子力規制庁が監査のために受注者並びにその下請業者等の工場に立ち入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (2) 受注者は、納入後における納入品の維持(設備の維持)または運用(運転)に必要な技術情報を提供すること。

- ① 組織が供給者から引渡しを受けた後に、供給者が新たに発見又は取得した、製品に関する運営上の注意事項や知見（製品のリコールに関する情報）。
 - ② 取扱説明書等がない操作方法により不適合が発生した場合又は発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報（取扱説明書に記載はないが、注意すべき事項）。
 - ③ 設備の改造や運営方法を見直す際に必要となる組織が知り得ていない設備に関する知見・情報。
 - ④ 組織にて必要な技術検討・調査を行うに当たり、組織だけで評価・検討が困難である場合に必要となる知識・情報。
- (3) 本仕様書の要求事項への適合状況を記録した文書（提出書類）を提出すること。

5.9 品質保証

受注者は、本件に係る品質保証については、受注者の品質保証体系の中で管理すること。なお、規格品の購入であることから、品質保証計画書及び品質マニュアルの提出は不要とする。

5.10 不適合の報告及び処理

受注者は、納入品において発生した不適合について、その内容及び処理案等を速やかに報告書にて報告すること。その処理案については機構の承認を受け、処理後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処理案に再発防止策を含めること。

なお、処理に掛かる経費は受注者が負うものとする。

5.11 安全文化の育成に係る活動

受注者は、健全な安全文化を育成し、維持するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく作業が安全に行われるようにすること。

5.12 下請業者の管理

- (1) 受注者は購入における主要な下請業者のリストを機構に提出すること。
- (2) 下請業者の選定にあたっては、技術的能力、品質管理能力については、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (3) 受注者は、機構の認めた下請業者を変更する場合には、機構の確認を得るものとする。

- (4) 受注者は、全ての下請業者に契約要求事項を十分に周知徹底させること。
又、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者を使用したが生ずる不適合を防止すること。
万一、不適合が生じた場合は、5.10 項「不適合の報告及び処理」に従うものとする。

5.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法が適用される物品の購入を行う場合は、同法の適合品を採用すること。
(2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）に用いる用紙は、グリーン購入法に該当するため、その基準を満足したものであること。

5.14 梱包・輸送

梱包・輸送については、輸送車への積み込み、荷下ろしの過程において、納入品に損傷又は振動、傾斜、急激な温度変化等を与えない梱包方法とすること。

5.15 その他

不明な点については、機構と打合せの上で実施すること。

以上